

20水経企第128号

平成20年12月3日

いわき市水道事業経営審議会会長
大川 信行 様

いわき市長

櫛田 一男
(公印省略)

水道事業経営のあり方について（諮問）

いわき市水道事業経営審議会条例（昭和46年いわき市条例第39号）第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

- 水道事業経営のあり方について
 - ・ 次期中期経営計画について
 - ・ 水道料金制度について

【諮問理由】

本市水道事業は、給水人口の減少や節水意識の向上、景気の低迷などにより水需要が減少傾向にある一方、高度経済成長期に建設した施設の維持管理や老朽施設の更新など、今後とも多額の経費を要する事業を実施していかなければならないことから、経営環境は厳しい状況にあります。

このため、平成18年度には、平成19年度から10年間の施策の方向性を示す「いわき市水道事業経営プラン基本計画」、並びに同計画に基づく平成19年度から4年間の「中期経営計画」を策定し、また、計画の諸施策を実施するため、平成19年4月に平均9.82%増の水道料金改定を行い、経営目標の達成に向けて努力しているところであります。

こうした中、前水道事業経営審議会では、水道料金制度のうち段階制、逡増制を中心にこれからの料金体系のあり方について検討していただき、逡増度の緩和など一定の方向性を示していただきました。

今後は、現行の中期経営計画が平成22年度で終わることから、新たな「中期経営計画」「財政計画」を策定し、また、先の答申内容を踏まえ料金制度の見直しを行うなど、引き続き、事業運営の改善と強化を推進し、経営の健全化を図っていく必要があります。

つきましては、いわき市水道事業経営審議会条例第2条の規定に基づき、

- 1 次期中期経営計画について
- 2 水道料金制度について

など、水道事業経営のあり方について、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。